

摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

令和7年6月9日

摂 津 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

令和7年6月9日（月）午前10時 1分 開会
午前10時32分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	西谷知美	副委員長	塚本 崇	委員	村上英明
委員	増永和起	委員	光好博幸		
議長	三好義治	副議長	香川良平		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 山本和憲
総務部長 石原幸一郎

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長 森口雅志
事務局次長代理 香山叔彦 事務局副主査 杉本晃司

1. 案件

令和7年第2回定例会審議日程及び議事日程について
協議事項について

(午前10時1分 開会)

○西谷知美委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

山本副市長。

○山本副市長 おはようございます。

今日は、お忙しいところ、議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

来る6月12日から開催されます令和7年第2回摂津市定例会におきまして、報告案件といたしまして6件、予算案件といたしまして3件、条例案件といたしまして8件、その他の案件といたしまして1件、合計18件を提出させていただきます。

それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から御説明をさせていただきますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○西谷知美委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、塚本委員を指名します。

それでは、第2回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○石原総務部長 令和7年第2回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず初めに、報告第2号は、「摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件」でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分

をいたしましたものでございます。

その主な内容は、軽自動車税の種別割について、総排気量125CC以下かつ最高出力4.0キロワット以下の二輪の原動機付自転車に係る税率の区分を設け、年額2,000円としたとともに、個人番号カードに運転免許に係る情報を記録することが可能となったことに伴い、減免の手續に係る規定の整備を行ったものでございます。

また、固定資産税について、長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに係る減額措置について、当該措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、一定の要件に該当すると認められるときは、当該措置を適用することができることとしたものでございます。

次に、報告第3号は、「損害賠償の額を定める専決処分報告の件」でございます。

本件は、3歳6か月児健康診査における事案に係る損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたものでございます。

事案の発生状況につきましては、令和6年3月19日午後3時頃、摂津市立保健センターで本市が実施する3歳6か月児健康診査において、受診した幼児に係る医師の所見が当該幼児の保護者に精神的苦痛を与えたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、摂津市在住の当該幼児の保護者でございます。

また、損害賠償の額は20万円で、全額全国市長会から補填されたものでございます。

なお、4月10日に専決処分し、示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

次に、報告第4号は、「損害賠償の額を

定める専決処分報告の件」でございます。

本件は、道路管理瑕疵による車両破損事故に係る損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和7年2月2日正午頃、摂津市千里丘東1丁目3番地先の市道千里丘東5号線において、相手方車両が市道千里丘東6号線へ左折したところ、切断状態にあった電柱幕設置用の針金に接触し、左側後方ドア及びフェンダー部分を破損させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、茨木市在住の者でございます。また、損害賠償の額は42万2,015円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されたものでございます。

なお、5月2日に専決処分し、示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

次に、報告第5号は、「令和6年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件」でございます。

本件は、令和6年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、御報告するものでございます。

内容につきましては、款3民生費項2児童福祉費のとりかいこども園建設事業で、金額2,697万1,640円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源は、全額繰越金となっております。そのほか2事業でございます。

次に、報告第6号は、「令和6年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件」でございます。

本件は、令和6年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、御報告するものでございます。

内容につきましては、款3民生費項1社会福祉費の物価高騰支援給付金事業で、金額7,608万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源は、全額国府支出金となっております。そのほか5事業でございます。

次に、報告第7号は、「令和6年度摂津市下水道事業会計予算繰越報告の件」でございます。

本件は、令和6年度繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、御報告するものでございます。

その内容は、款1資本的支出項1建設改良費の公共下水道整備事業の令和5年度東別府1丁目2番地内雨水管布設工事につきまして、令和6年度予算計上額3億3,978万3,000円に対し、1億6,476万3,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越額の財源内訳は、企業債9,830万円、交付金5,910万円、損益勘定留保資金736万3,000円となっております。

続きまして、議案第40号は、「令和7年度摂津市一般会計補正予算（第1号）」でございます。

本件は、現計予算額517億2,799万8,000円に補正額2,090万円を追加し、補正後予算額を517億4,889万8,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で生活保護費等負担金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、参議院議員通常選挙費委託金やNHK放

送受信契約漏れに伴うテレビ受信料を内容とする水道下水道事業会計からの収入などを計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を増額補正するものでございます。

歳出では、いじめ問題再調査委員会委員報酬、生活保護費、生活保護システム改修委託料、参議院議員通常選挙及び市議会議員一般選挙に係る投票立会人等報酬、選挙公営制度交付金やNHK放送受信契約漏れに伴うテレビ受信料を計上いたしております。

また、債務負担行為では、小学校スクールバス借上事業を追加するものでございます。

次に、議案第41号は、「令和7年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）」でございまして。

本件は、収益的支出におきまして、現計予算額20億8,802万3,000円に補正額164万6,000円を追加し、補正後の予算額を20億8,966万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、NHK放送受信契約漏れに伴うテレビ受信料を内容とする一般会計負担金等を計上いたしております。

次に、議案第42号は、「令和7年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）」でございまして。

本件は、収益的支出におきまして、現計予算額37億6,533万8,000円に補正額19万円を追加し、補正後の予算額を37億6,552万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、NHK放送受信契約漏れに伴うテレビ受信料を内容とする一般会計負担金を計上いたして

おります。

続きまして、議案第43号は、「摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございまして。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、個人番号の利用範囲について、外国人生活保護に関する事務が準法定事務に位置づけられたため、独自利用を行う事務から削除するものでございます。

また、住登外者の情報の管理に関する事務が条例の定めが必要となる事務に位置づけられたため、独自利用を行う事務に規定するものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第44号は、「摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございまして。

本件は、公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に要する経費に係る限度額をそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第45号は、「摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」でございまして。

本件は、地方公務員の育児休業等に関す

る法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、妊娠・出産等についての申出をした職員に対する意向・配慮の規定の整備を行うとともに、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等の規定の整備を行うものでございます。

また、摂津市職員の育児休業等に関する条例について、1日に2時間の範囲内で取得できる部分休業について、1年に10日相当時間数の範囲内で、1日当たりの上限時間数なく育児時間を取得できる規定を追加するとともに、職員が自由に選択することができることとするものでございます。

また、摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、1日に2時間の範囲内で取得できる部分休業について、1日当たりの上限時間数なく育児時間を取得できる規定とするものでございます。

なお、施行日は令和7年10月1日といたしております。

次に、議案第46号は、「摂津市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、選挙事務に係る投票所の投票管理者等の対象職種の報酬額を引き上げるものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第47号は、「摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、公示送達の方法について、これまで市役所の掲示場に掲示することで行っていた公示事項を市のホームページに公示事項を表示する措置を取るとともに、市役所の掲示場に掲示すること、または市の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで、公示送達を行うこととするものでございます。

また、個人市民税について、大学生年代等に関する特別控除の創設において、特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入し、令和8年度分の個人市民税から適用するものでございます。

また、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方法によることとするほか、一定の重量未満のものは、加熱式たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本と換算する等の特例を規定するものでございます。

なお、施行日は令和8年1月1日といたしております。ただし、公示送達に関する事項は、令和5年3月31日から起算して3年3か月を超えない範囲において政令で定める日、たばこ税に関する事項は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第48号は、「摂津市立児童

センター条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、第2児童センターを設置するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、第2児童センターを設置し、開館時間及び使用者の範囲を定めるものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第49号、「摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、同法の項ずれに伴い、引用箇所の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和7年10月1日といたしております。

次に、議案第50号は、「摂津市水道事業の給水等に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた事業者等が工事を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、水道について、給水装置工事に係る市長が指定した給水装置工事事業者の確保が困難である場合には、他の市町村長等又は他の市町村長等が指定した給水装置工事事業者による工事を特例的に認める規定を設けるものでございます。

また、下水道について、排水設備工事に係る市長が指定した工事店の確保が困難である場合には、他の市町村長等が指定した工事店による工事を特例的に認める規定を設けるものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

最後に、議案第51号は、「動産取得に関する件」でございます。

本件は、物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品でございますが、高規格救急自動車で、契約方法は指名競争入札、契約金額は2,112万円でございます。

契約の相手方は、大阪市西区立売堀1丁目7番15号、大阪トヨペット株式会社法人営業部部長、村内敬一でございます。

以上、令和7年第2回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○西谷知美委員長 説明が終わりました。

何か質問があればお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西谷知美委員長 暫時休憩します。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○西谷知美委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

杉本事務局副主査。

○杉本事務局副主査 第2回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページの審議日程につきまして、会期は6月12日から6月27日までの16日間でございます。

本会議初日の6月12日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。また、

この日の午後５時１５分が議会議案の届出締切りでございます。

１３日が文教上下水道及び民生常任委員会、１６日が総務建設常任委員会及び委員会予備日、１７日が委員会予備日でございます。また、１６日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

次に、２４日が議会運営委員会、２６日は本会議で一般質問、２７日は本会議最終日で、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決でございます。

また、本会議終了後の議会運営委員会は、第３回定例会の日程を仮決定いただくものでございます。

以上が審議日程案です。

続きまして、２ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、６月１２日につきましては、日程１が会期の決定でございます。

日程２は、議案第４０号など１１件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託でございます。

日程３は、６月２日に提出されました請願第１号など２件で、所管の委員会に付託となります。

日程４は、報告第２号で、報告、質疑を受けた後、即決でございます。

日程５は、報告第３号などの５件で、報告を受けていただきます。

日程６は、議案第５１号で提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

６月２６日については、一般質問でございます。

６月２７日については、日程１、一般質問の後、日程２、議案第４０号など委員会付託案件の１１件を一括議題の上、委員長報告、採決となります。日程３は、請願第１号など２件で、委員長報告、採決となり

ます。

以上が議事日程でございます。

その次に、議案付託表でございます。

各常任委員会で審査をお願いする案件でございます。

その次に、議案第４０号所管分割表は、令和７年度一般会計補正予算（第１号）につきまして、付託された委員会で審査をお願いする内容でございます。

なお、最後にお付けしております請願第１号、第２号の請願文書表につきましては、６月１２日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

以上、事務局からの説明といたします。
○西谷知美委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西谷知美委員長 それでは、そのように決定します。

次に、永年勤続表彰伝達式について、事務局から説明をお願いします。

杉本事務局副主査。

○杉本事務局副主査 永年勤続表彰伝達式につきまして御説明させていただきます。

去る５月２０日付で、全国市議会議長会から表彰されました方に対する表彰状の伝達式を６月１２日の本会議開会前に行います。

なお、今回の表彰におきましては、三好議長が３５年表彰を受賞されておられます。

表彰につきましては、質問者席の前で副議長より表彰状をお渡しいただきます。

以上でございます。

○西谷知美委員長 ただいま事務局から説明がありましたことについて、よろしく

お願いいたします。

次に、連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

杉本事務局副主査。

○杉本事務局副主査 配付資料の議席配置図を御覧ください。

4月1日付の人事異動に伴い、本会議場の理事者側の席順につきまして変更がございます。

理事者席の左側、前から2列目の左側3席について、左端が空席、その右側が会計管理者、さらにその右側が総務部理事に変更しております。

その他の席順については変更はございません。

なお、会計管理者は、決算に係る提案及び採決時のみの出席となっております。

以上でございます。

○西谷知美委員長 ただいま事務局から説明がありましたことについて、よろしくお願いいたします。

次に、前回に引き続き、本会議での資料投影についてです。

本件につきましては、事務局からの説明を受けた後、質疑応答の後に協議決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

杉本事務局副主査。

○杉本事務局副主査 前回の議会運営委員会で御質問がありました資料投影における新聞記事の取扱いについて説明させていただきます。

資料①を御覧ください。

大手新聞社5社に新聞記事の利用可否についてお聞きしたところ、いずれの新聞社も利用可能とのお返事をいただきました。

た。

ただし、使用する新聞記事の内容によりまして、利用料金が発生したり、申請が必要であるケースがあるため、使用される場合は、一度新聞社へお問合せしていただくことになります。

なお、料金が発生した場合は、質問者の個人負担となります。

申請が必要になった場合は、それぞれの新聞社の申請方法に沿って申請していただき、許可を得た上で提出いただきますようお願いいたします。

許可までの日数として5営業日ほどかかる場合もありますので、お時間に余裕を持って申請していただきますようお願いいたします。

続いて、資料②を御覧ください。

新聞記事を利用する際の資料のイメージになります。

新聞記事とは別に、引用元の新聞社名、掲載年月日、記事名を掲載していただきますようお願いいたします。

以上で、説明を終了とさせていただきます。

○西谷知美委員長 説明が終わりました。

質問等がありましたら、お受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西谷知美委員長 それでは、資料③を御覧ください。

こちらは、資料投影に係る協議結果をまとめたものです。

資料投影については、協議事項の整理が一定できましたので、この内容を要綱に反映させ、第2回定例会から運用してまいりたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西谷知美委員長 それでは、そのように

決定します。

次に、請願・陳情の趣旨説明について、事務局から説明をお願いします。

本件につきましては、事務局からの説明、質疑の後に協議、決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理　それでは、請願・陳情の趣旨説明につきまして説明させていただきます。

お手元の請願・陳情の趣旨説明についての資料④を御覧ください。

請願・陳情の趣旨説明につきましては、令和5年5月に要綱を制定し、これまで運用してまいりました。この要綱について現行の規定では、改選後に対応できない部分があることから、規定の一部を変更させていただく必要がございます。

変更が必要になるのは、要綱第3条に規定している趣旨説明申出書の提出期限でございます。

資料にございます2の現状と改選時の流れを御覧ください。

まず、現状につきましては、申出書の提出期限を定例会前の議会運営委員会の5日前としております。この規定を改選時に当てはめると、改選後の第3回定例会では、議会運営委員会の設置が本会議2日目となることから、趣旨説明の期限設定が実質できないこととなってしまいます。しかしながら、改選時におきましては、議会運営委員会の代わりに代表者会議を開催し、議会運営委員会の設置がない状況でも対応できるようにしております。

このことから、改選後の第3回定例会につきましては、代表者会議において趣旨説

明ができるように要綱を改正させていただければと考えております。

以上、請願・陳情の趣旨説明に係る説明とさせていただきます。

○西谷知美委員長　説明が終わりました。

質問等がありましたらお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西谷知美委員長　それでは、請願・陳情の趣旨説明について、改選後の趣旨説明申出書の提出期限を代表者会議の5日前とするため、要綱を改正させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西谷知美委員長　それでは、そのように決定します。

次に、質問時間について、事務局から説明をお願いします。

本件につきましては、事務局からの説明、質疑の後に協議、決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理　それでは、質問時間につきまして説明させていただきます。

お手元の質問時間についての申合せの資料⑤を御覧ください。

代表質問、一般質問の質問時間につきましては、この申合せで規定をしております。

この中で、1の（2）では、代表質問の残時間で一般質問ができることとしております。この残時間につきまして、何分以上なのかが明記されておらず、人によって解釈が異なっていることから、時間を明記する必要があると考えております。

残時間につきましては、一般質問が12分としていることから、12分以上とすることが考えられます。

時間を明記する場合は、申合せの１の（２）代表質問の残時間の後に、括弧書きで（１２分以上ある場合に限る）の文言を追加することとなります。

この文言追加につきまして御協議、決定いただければと思います。

以上、質問時間についての説明とさせていただきます。

○西谷知美委員長 説明が終わりました。
質問等がありましたらお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西谷知美委員長 それでは、質問時間について、（１２分以上ある場合に限る）の文言を追加し、再度申合せすることによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西谷知美委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上で、本委員会を閉会します。

（午前１０時３２分 閉会）

摂津市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

議会運営委員長 西 谷 知 美

議会運営委員 塚 本 崇